

# 地名 散歩

## 第127回 北陸に多い開発という地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

福井市内のえちぜん鉄道勝山永平寺線に「越前開発」という駅名がある。昭和7年(1932)に開業した頃は京都電灯が経営する越前電気鉄道の駅で、当時は単に「開発」であった。それが京福電鉄であった昭和26年(1951)に国名を冠して現在に至る。最近まで地形図の駅名はかな書きであったため、読みが「えちぜんかいほつ」であることを中学生時代に知った時、これは古い読み方なのだろうと想像していた。

「発足」や「発起人」といった熟語では今も「ほつ」であるが、と書いて気になって辞書で確かめてみたら「ほっそく・ほっそく」の双方が記されていて驚いた。「ほつ」は仏教語などと一緒に入ってきた呉音、「ほつ」は相対的に新しい漢音であるが、世の中の趨勢を眺めていると徐々に漢音に移りつつあるようなので、そのうち

「ほっそく」は少数派になるかもしれない。

さて福井市の「開発」であるが、呉音であるから歴史的に古い地名だろうと『角川日本地名大辞典』を引いてみると、「地名は付近に多くみられる新保や新田を付する地名と同じく、往古九頭竜川が堆積した砂礫からなる荒蕪地の開拓による地名とみられるが詳細は不詳」とあった。いずれにせよ南北朝期からと古い。

「開発」という地名は全国を探しても20か所に満たないが、ほとんどが北陸に集中しており、そのうち大半が富山県だ。冒頭で紹介した越前開発駅に「越前」が付いたのも、富山県に開発駅が大正10年(1921)から存在したからに他ならない。同駅は隣町の富山市月岡町にあるが、すぐ南東側に大字開発がある。こちらは江戸期からの地名で、『角川』『富南の歴史』



福井市開発と越前開発駅。東隣の駅名「新保」は新しい村の意で、江戸時代以前からの歴史をもつ。地理院地図(陰影起伏図透過率80%)令和4年9月8日ダウンロード



岩手県に多い開拓のつく地名。図の岩手郡岩手町西部にある土川付近は、第二次世界大戦後に大陸からの引揚者によって開拓が進められた。1:50,000「沼宮内」平成7年修正

からの引用)には「月岡野のうち最もおくれて開発(開拓)されたこと由来する」という。ちなみに富山県内の開発地名を挙げれば、野開発・中開発(上市町)、水橋開発・開発・上開発(富山市)、今開発・新開発・本開発(射水市)、開発町・開発本町・上開発・下開発(高岡市)、東開発(砺波市)、開発(南砺市)の14か所。石川県では能美市に上開発・下開発・浜開発の3つのみだが、いずれも漢音で「かいほつ」と読む。そして福井県が前述の福井市開発(隣接して開発町も)の他に大野市開発があり、こちらはいずれも「かいほつ」だ。

山口県の周防・長門に特徴的なのは「開作」である。多くが海沿いで干拓地や湿地を耕地化したところが多いが、例外的に内陸の開拓地にも少数ではあるが存在する。妻崎開作・中野開作(宇部市)、古開作(柳井市)、小松開作(周防大島町)など江戸時代の開発地が多いが、『角川』の「中野開作」の説明には「江戸中期に開作された低地」とあり、まるで開作が普通名詞のような扱いだ。この辞典は大字レベルのすべてを扱う膨大な分量を扱っているため、各県それぞれに執筆者が割り振られた。この地名の担当者—おそらく山口県出身者が何の疑問もなく使っている様子から、地元での定着ぶりがうかがえる。その証拠に、下関市の「工領開作」は戦後の昭和27年(1952)に着工、同37年から地割りされた新しい埋立地だ。他県にはほとんどないが、例外的に周防灘をはさんだ対岸、大分県の国東半島に「開作」、また長崎県佐世保市にも「世知原町開作」が飛地のように存在する。

佐世保市といえば「埋立」という地名が全国的にも珍しく、大字レベルではここだけだ。旧江迎町が「平成の大合併」で市内になったので、正確には佐世保市江迎町埋立である。松浦鉄道すえたちばな駅の南側の文字通りの埋立地で、倉庫や自動車販売店などが集まって

いる文字通りの埋立地だ。

これに対して「干拓」のつく地名は多い。その中でも最新の部類を挙げれば、長崎県諫早市中央干拓。諫早湾を巨大な堤防で締め切ったのはまだ記憶に新しいが、その内側を広大な農地とすべく巨費をかけて生み出された土地で、もと公有水面のエリアに平成20年(2008)に命名された。干拓の地名が最も高密度で集中しているのは千葉県印旛沼周辺で、干拓地にはそれぞれの大字名を冠して大竹干拓・松崎干拓・下方干拓・船形干拓(以上すべて成田市)をはじめ、沿岸の印西市、佐倉市にいくつもの「干拓地名」が存在する。何らかの都合で本体の大字から切り離されたようだ。ただしいずれも耕地で人家がないため、地形図に「○干拓」の地名は掲載されていない。

干拓という地名の中で駅名になった唯一の例が、今はなき羽幌線の干拓駅であった。北海道の北部、天塩川河口にほど近い天塩町字更岸で、沼沢地を排水して牧草地化したことにちなむ地名らしい。正しくは駅ではない「干拓仮乗降場」で、国鉄がJRに移行する2日前の昭和62年(1987)3月30日に羽幌線の廃止に伴って姿を消した。ただし現在では「干拓の里」という駅が長崎県諫早市の島原鉄道に存在する。

「開拓」は大字レベルには見当たらないが、それ以下の小字または通称地名には意外に多く、特に目立つのが青森県東部と岩手県北部の「南部地方」だ。いずれも耕地としては条件の悪そうな中山間地に立地しているが、戦後に旧満洲などから引き揚げてきた人たちの開拓地が目立つ。「地理院地図」によれば、青森県十和田市に8か所、岩手県岩手町に9か所などが集まっている。多そうな北海道には意外に少なく、開拓川(網走市)、清富開拓の沢川(上富良野町)、コタン開拓沢川(遠軽町)など川の名前がいくつかある程度だ。

## 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.789  
2022 October



表紙写真

## 「睡魔とのたたかい」

第37回写真コンクール入選  
金 哲朗●岩手会

「遠野物語」で知られる岩手県遠野郷、そこで繰り広げられる八幡宮秋の例大祭での一コマ。熱心に踊りを指導する母親を尻目に、ひたすら睡魔とたたかう娘の姿が対照的でいじらしい。親子の愛情が醸し出す素朴で平和なひとときである。

地名散歩 今尾 恵介

### 03 改正民法・不動産登記法における境界の調査・測量と土地家屋調査士の役割Ⅱ

弁護士・元東京法務局長 寶金 敏明

### 07 令和3年～4年度研究所研究中間報告

研究テーマ1 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究

### 13 「第10回しずおか境界シンポジウム」を訪ねて

### 15 第22回 あいち境界シンポジウム 住まいみちみらい

～住まいとまちの将来像 頻発・激甚化する災害新ステージへの備え～

### 18 第13回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 その1

### 22 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.104

愛媛会/札幌会

### 26 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に立ちます!

### 27 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

### 29 会務日誌

### 31 お知らせ

日本登記法学会  
第7回研究大会開催のご案内

### 32 全国土地家屋調査士政治連盟

土地家屋調査士試験受験者の減少について

### 33 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

### 34 土地家屋調査士名簿の登録関係

### 35 ちょうさし俳壇

### 36 編集だより

# 改正民法・不動産登記法における 境界の調査・測量と土地家屋調査士の役割Ⅱ

弁護士・元東京法務局長 寶金 敏明

(続きから、会報9月号(No.788)に掲載)

## 4 改正前後を通覧して判明する「境界」調査・測量の意味

これまで前記3においてやや詳細に209条の改正前後における境界調査・測量の意味合いにどのような変化があるかを見てきた。そのことにより、以下の事実が確認されるであろう。

- ① 209条の改正は、**①**「隣地の使用を請求することができる」の具体的な意味が判然とせず、隣地所有者が所在不明である場合等で対応が困難であったこと、**②**「障壁・建物の築造・修繕以外の目的で隣地を使用することができるかどうか」が不明確で、土地の利用・処分を阻害していたことから、土地の所有者は、所定の目的のために必要な範囲内で、隣地を使用する権利を有する旨を明確化することを目的として行われたものである。
- ② それゆえ、209条の旧規定の下で行われていた「境界」調査・測量の実務(前記3(2))との対比において、その調査の権限や調査範囲を縮小しようとする法改正の意図は全く窺われない。  
そうであれば、法改正後もこれまで通り隣地立入りの際には事実上隣地住人の承諾を要するものであることに鑑みれば、改正法の下であえて調査対象たる「境界」の種類や境界調査の方法を限定しなければならない、との頑なな解釈をすべき必然性はないように思われる。
- ③ 民による土地所有者の隣地調査権は、旧209条に依拠して実施されてきたが、実務は、官による民有地立入り調査・測量の場合と同様、所有権界のみならず筆界の調査・測量のためにも活用してきた(前記3(2)ウ)。

この点につき、新209条1項2号制定以前における境界調査・測量の実務を再確認しておく。

「①明治初年に私的所有権が認められるに至った時点で、相隣接する所有権がぶつかり合うところに所有権界が生まれ、②ほぼ同時期に地租改正作業の過程で、所有権界をなぞるようにして地租改正地引絵図(改租図)等に地番が記載されて筆界が形成されていき、その後、③新たに土地の区画割が行われ、新たな所有権界が創設されるたびに、当該区画割線をなぞって新たな筆界も創設されていった。そうだとすれば、所有権界といい筆界といっても、もとをたどれば同じ線(所有権界兼筆界)である。相隣地の所有者が抜かりなく境界を維持管理しているならば、境界は一つしか存在しないはずであり、「一方がそこにあるのなら他方も同じ位置にある」という推定が働くから、多くの場合、さほど神経質になる必要はない。」<sup>1)</sup>

上記認識をベースに置いてのものであろうか、日本土地家屋調査士会連合会「土地家屋調査士業務取扱要領」(令和3年3月1日付け)は、「境界」を「所有権界・占有界・筆界の総称」と定義し(凡例)、境界調査・測量のための「土地への立入り」(第20条)の項の参照条文として、旧209条(隣地の使用請求)の規定を掲げている。その規定ぶりからは、旧209条が所有権界の他、筆界の調査・測量にも適用されるとの前提に立っていると見えよう。

ちなみに「関係者の立会い」(第21条)の項目においては、「行政界その他これに類する境界」の調査・測量に際し、対象土地の所有者の他、管轄官公署長の立会をも求める必要があるとしている。

- ④ 上記②及び③によれば、新209条1項2号の適用に当たっても、これまで同様、所有権界のみならず筆界や行政界等の調査・測量のための

隣地調査権が肯定されるべきこととなる。

## 5 各種境界の調査・測量に新209条1項2号が適用されるべき積極的論拠

(1) 土地家屋調査士の行うすべての「境界」調査・測量は、所有権界を基礎としている。

重要ゆえ繰り返す(上記4③)が、境界は、先ず所有権界として成立し、これをなぞって筆界が成立する。そのため、両者は基本的に同じ位置に存在することを原則とし、例外的に土地の一部の譲渡・時効取得等により事後的にかい離を生じることがある、との関係にある。

それゆえ、前記1に敷衍したとおり、

- ① 209条1項2号にいう「境界」とは、原初的には民法上の境界すなわち所有権界を意味する。
- ② 相隣接地の所有権界と筆界は、成立当初は同一の位置に存する(所有権界兼筆界)ことから、「境界」の調査・測量においては、通例として所有権界と筆界は混然一体のものとして調査・測量が行われる。その所有権界兼筆界の調査・測量には、①の所有権界の調査・測量が包含されるものであることから、209条1項2号の隣地使用は肯定される。
- ③ 相隣接地において所有権界と筆界がかい離することとなった場合、当該「筆界」は、「元、所有権界兼筆界であったところ」を意味する。それゆえ、当該筆界の調査も、不可避的に(元)所有権界の調査・測量を含むものであることから、②と同じく209条1項2号の隣地使用は肯定される。
- ④ 隣地の一方が公共用の道路や水路である(いわゆる官民境界の)場合は、上記②・③の調査に加え、道路区域界・水路区域界、公物管理界等の行政法(公物法)由来の境界の調査をも伴うことがある。その場合も、調査・測量の根幹において所有権界兼筆界との位置関係を調査しているのであるから、上記②・③と同じ理由により、209条1項2号の隣地使用は肯定される。
- ⑤ 道路区域界・水路区域界、公物管理界等の行政法(公物法)由来の境界それ自体を所有権界兼筆界とは別に調査・測量することも想定される。これら道路や河川の管理区域界・公物管理界は、敷地所有権とは別個の、上物たる道路や水

路それ自体の管理区域の縁(ヘリ)である<sup>2</sup>。それゆえ、道路や河川の管理区域界・公物管理界の調査・測量が自己完結的に行われるのであれば、所有権界とは関わりなく、209条1項2号の直接の適用はないと解する余地がある。これに対し、当該調査・測量の結果、これら上物の管理区域等が民地との所有権界を越境していたことが判明すれば、底地の買収・借地権設定を行うとの方針の下に調査・測量を行うという類型であれば、209条1項2号の適用があると考えられるべきこととなる。その関係は、民有の建物(上物)敷が隣地との土地所有権界を越えているか否かの調査・測量に類するものであって、④と同様、209条1項2号の隣地使用を認容する利益関係と同じであろう。仮にこれらの管理区域界・公物管理界の調査立入権について、行政法令なり例規が別途存在していたとしても、同規定が209条1項2号の隣地使用権の行使を否定する趣旨でない限り、209条1項2号の隣地使用権の行使が認められると解される<sup>3</sup>。

(2) 209条1項2号は筆界の調査・測量には適用されないとの見解に対する疑問

民法209条は、民法第三章「所有権」・第一節「所有権の限界」の中に位置することから、同条1項にいう「境界」は、原初的に「所有権の境界」(所有権界)を指す。

そのことから、新設された209条1項2号の隣地使用権の行使の基礎となる「境界」は、所有権界のみを指し「筆界」確定の目的で隣地に立ち入ることはできない筋合いになる』とする見解がある<sup>4</sup>。また、法制審議会民法・不動産登記法部会第5回会議事録7頁でも『弁護士会のワーキングでは、この立入りにについても、民法ではなく、特別法で、土地家屋調査士は測量に必要な範囲で土地に入れることを規定する仕組みにしてはどうかという意見もありました。』との発言があるが、この意見も209条1項2号の隣地使用権の行使の基礎となる「境界」には「筆界」調査・測量は含まれない、との認識を前提としている。

しかしながら、境界の調査・測量につき、所有権界のみO.K.で筆界はダメという峻別論は、上述(4③)した各種境界の相関関係を知れば、採り得ないことが自明である。所有権界と筆界は通常は、表裏一体として存在するのに、その一方については隣地

使用が認められ、他方については認められないとする議論は、成り立たない。そもそも現地にある境界標が所有権界についてのものか、それ以外のものか、立入り調査してみなければ判明しないことが多いのに、所有権界の境界標についてのみしか立入り調査できないとの議論は自家撞着でしかない。

### (3) 法制審議会における補足説明

法制審議会民法・不動産登記法部会が令和元年12月3日に決定した「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」の補足説明94頁1(2)においては、次のような説明がある。

「土地の境界には、所有権の境界(民法第209条第1項参照)と、いわゆる筆界(登記がされた際に土地の範囲を区画するものとして定められた線。不動産登記法第123条参照)がある。所有権の境界と筆界とは一致することも多いが、例えば、一筆の土地の一部につき売買がされたり、取得時効が成立したりした場合には、一致しないことがある。ここでいう境界を確定するための測量は、最終的に所有権の境界を確定するための測量を指している。」

所有権界と筆界がかい離している場合の隣地使用について、例えばAが隣地所有者BにA所有地の一部を時効取得されたという例で、かすめ取られた後の現所有権界には明確な境界標があり、その位置は明らかゆえ所有権界合意はできているが、B占有下にある元の筆界の位置が不明という事例は、裁判の場でしばしば見受けられる<sup>5</sup>。その場合に、209条1項2号に基づき、Aが分筆目的で元の筆界(精確には、元の所有権界兼筆界)の調査・測量を行うことは、上記説明に言う「最終的に所有権の境界を確定するための測量」に該当すると言えよう。

### (4) 立法後における立法担当者の解説

立法担当者の最新の解説本<sup>6</sup>においては次のような記述が加わっている。

「この「境界に関する測量」は、所有権の境界を確定するための測量を指しているが、所有権の境界は筆界と一致することが多く、また、両者が異なっていたとしても、所有権の境界を特定するためには筆界の調査も必要になることが多いため、筆界の測量のために隣地使用することも通常は可能であると解される。」

この解説は、上記(3)の本稿の指摘とおそらく同趣旨のものであろう。

また、立法担当者による解説であることから、今後、実務の指針となることが想定される。

## 6 209条1項2号所定の「境界標」の範囲及び調査の方法

209条1項2号は、「境界標の調査」のため必要な範囲内で、隣地使用することができるとしている。

### (1) 調査の対象となる「境界標」の範囲

立法の際の議論を見る限りでは、④「境界標」はすべて「所有権界を示すもの」であるかのようなイメージで語られている<sup>7</sup>。また、⑤何をもって「境界標」というのかという議論は見当たらない。

#### ④について

境界標は現実には所有権界、筆界、公物管理界など、さまざまな種類の境界を示すものがある<sup>8</sup>。しかも、境界標は、「筆界を示すもの」として存在するというのが実務の常識のようである<sup>9</sup>。

前述5(3)のとおり、209条1項2号における境界の調査・測量のための隣地使用において明らかにされるべきは「所有権界兼筆界」であり、両者がかい離しているという例外的場合には、「現所有権界と、かつての所有権界兼筆界」が調査の対象とされるべきである。また、立入調査しようとする境界標が所有権界を示すものか否かは、立入調査してみなければ分からない。経験上、境界標が公物管理界を示すものに過ぎなかったという例もある<sup>10</sup>。それゆえ、209条1項2号において隣地調査の対象となるのは、「境界標」全般と解される。

#### ⑤について

隣地使用権の行使の対象たる「境界標」とは、狭義では石杭、コンクリート杭、プラスチック杭、木杭、金属標、キザミなどの境界標識を指す(不動産登記規則77条)。

この他、広義すなわち境界の「標(目じるし)」としては、①境界塚、境界木、境界林、柵、塀、側溝、土塁並びにそれらの痕跡など、境界を推測する根拠となる地物全般がある。

もっとも、①のうち、「柵、塀、側溝、土塁並びにそれらの痕跡など、境界を推測する根拠となる地物全般」は、209条1項1号の「障壁、建物その他の工作物」にも該当するが、1号の

場合には「築造、収去又は修繕」を隣地使用の目的としているに留まる。それゆえ、同一対象物を同条項2号の「境界標」とも重なると解しても、それらを境界調査の対象物と解することの妨げにはならないと解される。

さらに、上記広義の境界標が仮に209条2項前段の「境界標の調査」の範ちゅうには含まれないとしても、同条項後段の「境界に関する測量」の対象となると解される。前述4のとおり、同条項は旧来の実務を変えるものではないことから、旧規定の下の実務と同じく新209条2項の立入調査権は「境界標の調査その他境界に関する調査・測量全般」を意味すると解される。

## (2) 境界標の調査方法

法制審議会では「境界標等は構造物の基礎の下、又は地中に埋没していることがあり、このような場合には土地を掘り起こしたり、構造物の基礎の部分を削ったりする必要があることもあります。そこで、土地の所有者は土地の境界標等の調査などのために必要があるときには、隣地やその上の構造物の形状を物理的に改変することができる旨を規律することも考えられる」との議論が行われている<sup>11</sup>。

法制審議会では、これらのうち、必要最小限の範囲を掘り起こすという行為については明文化されな

かったものの、明確に否定する意見はなく、構造物の基礎の部分を削る行為については、隣地所有者等に過度の負担となるため妥当でないとの意見があり、最終的に法文に入れることは見送られた<sup>12</sup>。

これらの問題については、土地家屋調査士が所有者の代理人として隣地に立ち入る場合、個々が自己の独断で判断するのではなく、土地家屋調査士の本会あるいは連合会単位で明確な指針を発出すべきであろう<sup>13</sup>。私見は、掘り起こす行為であれ、構造物の基礎の部分を削る行為であれ、隣地所有者・隣地使用者への事前通知において言及しておき、それらの者の承諾を取るべきと考える。しかし、管理されていない空き地(前記3(3))の場合は、境界の調査が一般に簡易かつ迅速に行われるものであることを思うとき、裁判所に管理人選任を求めるまでもなく、掘り起こしや研磨など境界標等の構造物の形状を必要最小限の範囲で、物理的に改変することも可能と解されよう。その場合でも境界標等の位置を移動させることは許容されない。

相隣関係の根底にある信義則に照らすとき、境界を明らかにするために必要かつ最小限の範囲内で当該掘り起こし・切削する行為は、209条1項2号によって許容されると解される。

以上

## 脚注

1 拙著81頁2(1)。

2 拙著250頁。

3 場面は異なるが、公道に対する不法占拠者の排除につき、これを肯定する公法上の規定があったとしても、別途、民法上の占有権に基づいて不法占拠者を排除することは可能とされている。最(小3)判平成18年2月21日民集60巻2号508頁。拙著「里道・水路・海浜」(5訂版)375頁。

4 脚注1掲記の七戸克彦教授の文献26頁。

5 長年の懸案と言える。和解で解決できないことの不合理的を指摘するものとして、例えば、枇杷田泰助「境界紛争の解決と登記(甲句乙句)」登記先例解説集22巻7号(金融財政研究会、昭和57(1982)年)2頁。

6 脚注1掲記の村松秀樹・大谷太編集「Q & A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」26頁。

7 法制審第9回部会(令和元(2019)年10月29日)部会資料18・2頁1(2)、「令和元年12月3日中間試案の補足説明」第3相隣関係の1補足説明94頁1(2)。

8 拙著66～76頁。

9 日本土地家屋調査士会連合会編「土地境界基本実務V」(平成18(2006)年)34頁。

10 拙著37～38頁。

11 民法・不動産登記法部会第5回会議(令和元(2019)年7月2日)議事録3頁。

12 前掲日弁連・実務対応54頁。

13 鈴木泰介土地家屋調査士・脚注1掲記の文献は「土を掘るなどの場合には、現状に回復できることを確認してから作業を行う必要があります。雑草を除去することは問題ありませんが、草木を除去することや、ブロック塀の根元を掘削することなどは避けるべきです。」とする。

# 令和3年～4年度 研究所研究中間報告

令和4年度研究所の事業は、日本土地家屋調査士会連合会研究所規則(以下「研究所規則」という。)に基づき、日本土地家屋調査士会連合会研究所(以下「研究所」という。)において策定したテーマについて研究いただく「研究員」を置くこととしており、令和3年度の研究所事業計画に基づき具体的な研究テーマ及び研究概要を下記のとおり策定いたしました。研究所研究員につきましては、全国の土地家屋調査士会から推薦された候補者及び外部からは特任研究員を選任いたしました。推薦いただいた会員からは希望するテーマごとに作成したアブストラクトを提出いただき、選任につきましては提出いただいたアブストラクトを吟味し、研究員の予定人員に照らして協議の上決定いたしました。また、研究テーマ以外の事業については、地籍問題研究会、日本登記法学会及び各関連団体の行う研究論文発表会等へ研究員等が積極的に参加し、情報収集並びに研究発表を行える環境を作っていくこととしています。

各研究テーマの研究概要につきましては、以下のとおりであり、研究員各位の研究成果は令和4年度末に完成されることとなっています。本号からは各テーマについての中間報告として、各研究員において研究されているテーマごとに順次紹介させていただきます(本号は、テーマ1について掲載します。)

## テーマ1 「歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究」(本号掲載)

従前から研究所では、研究員が所属する地域における歴史的地図・資料等について、土地家屋調査士業務に関連した考察、調査研究を続けており、今回は京都における歴史的資料について、実務者である土地家屋調査士の観点から見た「府県地租改正紀要」についての二つの研究を行っています。

## テーマ2 「先端技術及びビジネスモデル等に関する研究」(11月号掲載予定)

QZSS、SfM(写真測量)、MMS、VR、AR、測量CAD、リモートセンシング等総合的見地を始めとする最新技術が土地家屋調査士業務にどのように関連し、どのように将来的な利活用が可能なのかについての研究を実証検証・資料収集等について、関係機関への新技術の動向報告も含めて行っております。

## テーマ3 「不動産取引に関する研究」(12月号掲載予定)

研究テーマである不動産取引に関する研究においては、「税理士業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」と「宅建業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」の二つの研究を進めてきました。

「税理士業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」については、税理士が相続税申告手続において行う土地評価算出時の土地地形図等の作成、また、不動産鑑定士が土地評価算出時に行う土地現況図等の作成について、それらの具体的な成果物を検討しながら、土地家屋調査士が税理士、不動産鑑定士の業務で関わることのできる具体的実務についての報告を取りまとめております。

「宅建業務に関連する土地家屋調査士実務の研究」については、不動産の売却、取引時に関わる土地家屋調査士の業務について、特に、不動産の取引における筆界の確認が、その後の地積更正登記の完了のみを目的とすることだけに留まることなく、取引の都度筆界確認書を取り交すこと及び確定測量図を作成すること等の重要性を示す研究や、筆界確認業務のみならず宅建業界等が土地家屋調査士に求める不動産取引上の商品価値安定化の付随業務についての報告を取りまとめております。

## テーマ4 「地籍調査に関する研究」(令和5年1月号掲載予定)

国土調査法等の改正により、地籍調査の円滑化、迅速化が図られることとなりました。この法改正により、実際に成果を上げている事例を参考に、問題点、改善点などの調査、研究を進めております。今後、地籍調査がどうあるべきか、将来像についても提案し、この事業に土地家屋調査士が関わることのメリット、重要性を報告できるよう、進めております。また、不動産登記法第14条地図作成事業で地図を作成した場所を、リモートセンシング技術を用いて再度画地調整し、作成した地図と比較することで、技術の有効性のアピール、取扱いでの注意点、改善点を報告できるよう、研究を進めております。

日本土地家屋調査士会連合会 研究所(研究所長 城戸崎 修)

## 研究テーマ1

# 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究

研究員 三田村 和幸(京都会)、近江 太郎(香川会)

京都地域における歴史的地図・資料等について、土地家屋調査士業務に関連した考察、調査研究

研究員 三田村 和幸

登記所備付地図の備付率が極端に低い京都市においては、古い図面資料を検証して行なう筆界確認業務が多く、その図面資料の読み解き方や地域による違いを知ることは不可欠ではある。しかし、土地家屋調査士のベテランの先輩方の熟知している歴史的資料の読み解き方が若い世代に引き継がれる機会は限られており、自身の地域を離れた地域での業務に必要な専門的知見といえるものを持ち合わせている者は限られているのが現状である。

この研究成果が、後進のために、先人の知見を活かした調査に取りかかるための目次、あるいはポータルのような役割を担えるものとしたい。

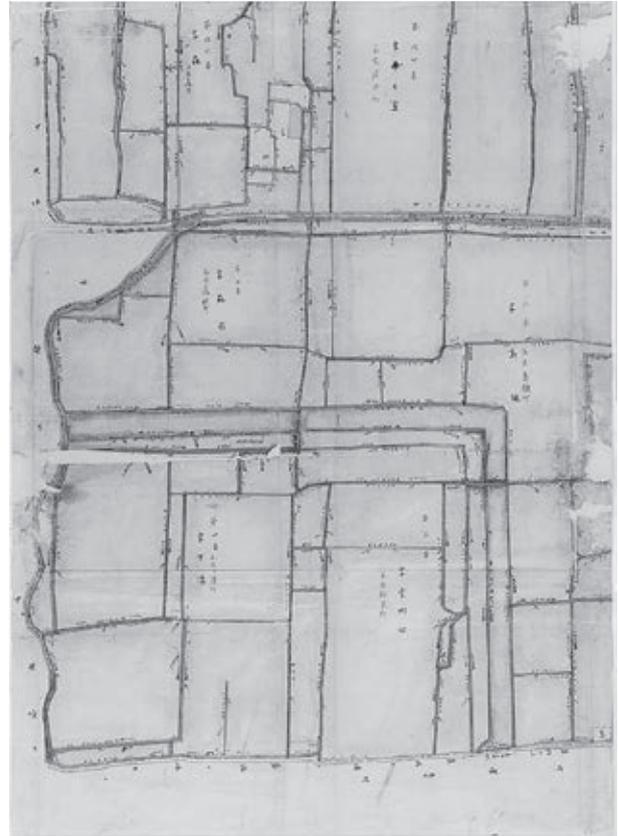
## 1. 官有地籍図

明治18年から調査作製された、官有地の地籍図である。

作製されているのは、当時の葛野郡、愛宕郡、乙訓郡、宇治郡の一部である。(作製範囲は、現在の所在で検索可能なテキストとして取りまとめる予定)

官有地籍図は、京都市の京都府立京都学・歴彩館(京都府立総合資料館の資料を引き継いでいる)が保管しており、京都府立京都学・歴彩館デジタルアーカイブとしてweb上で公開されている。京都市建設局土木管理部道路明示課も同資料を保管し、道路明示における資料として使用しているが、歴彩館保管のものとの相違点等は現時点では未調査。

官有地籍図の特徴として、官有地の里道や水路等の色分けがされており、長さや幅員の記載がある。また、民有地については一筆ごとの境界線は描かれていないものの、当時の地目の別が文字と色分けにより判別できるようになっている。



官有地籍図 壬生村3  
現在は残っていない御土居の跡が見て取れる

土地家屋調査士の業務においては、民有地間の筆界確認で直接的な資料になることは少ないものの、官地の形状から一体の民有地の外郭の形状が浮かび上がっており、非常に有用な資料となることもある。また、機能が喪失している里道・水路に係る境界確定等には欠かせない資料の一つである。

## 2. 官有地籍図上で目的の場所の特定方法

- ①目的の町名・地区名のいずれかの図面を開き、図面右上の索引図の図郭の位置関係で目的の場所の図面を確認。
- ②官有地籍図には各字名と字の外郭が破線で描かれているので、現在の地図の「町」の外郭及び隣接の町名から方角(必ずしも上が北とは限らず、方位が描かれているとも限らない)及び概ねの位置を特定。  
\*現在の「町」の外郭は、Google mapやYahoo!地図等で、町名で検索すれば表示される。

③道路及び水路との位置関係から目的の場所を特定。周辺の道路及び水路が機能の喪失している場合は、現況との比較が困難であるが、Google Earth等の空中写真では、里道や水路の名残が、周辺の建物や樹木等の位置関係から見えてくることもある。また、検証範囲を広げて、現在でも残っている道路や河川、寺社を基準に重ね図を作成することで特定が可能。

#### 参照資料

総合資料館だより 2008.4.1 No.155 4頁

## 「府県地租改正紀要」を読み直す

研究員 近江 太郎

### 「府県地租改正紀要」について

「府県地租改正紀要」は、大蔵卿松方正義の『地租改正報告書』(明治15年2月)に、その第十三款として編綴されているものである。

本紀要については、すでに歴史地理学の側からの研究が見られるが、土地家屋調査士が実務者の観点から研究したものはあまり見られないように思われる。しかし、この「府県地租改正紀要」は、近世の絵図的なものから近代の地図へと移行していく我が国地籍図の過渡期の様子を、府県ごとに一覧できる史料として、貴重なものと考えられる。例えば、各府県に残された改租図が実測図だったのか否かということも、本紀要を読む限りにおいては様々であり、府県による相違がそこに示されている。又、地目毎に異なる一筆地の丈量方法の違いや、それと比較される地図作製の際の測量方法の違いといったことも同様である。

本紀要は、同一の事項について府県毎に記載されているため、比較対照が可能であり、本紀要を読み直すことによって、改租の際の一筆地の丈量図あるいは字ごとに作製された絵図・地図をどのように捉えるべきなのか、どのように利用できるのか、といったことをここで改めて考え直してみたい。

### 改租丈量の成果と改正地券

地租改正事業の成果が、今日においても、なお重要なものであることに変わりはない。それは、一つには、地租改正当時になされた丈量(反別算出)の成果が、その後に整備された土地台帳登載の地積と同一である場合が多いことによる。すなわち土地所有者に授与された改正地券に記載の反別・坪数が、そのままの数値で今日まで引継がれているものが少なからず存在するということである。このことは、地券に記載された反別と、土地台帳に登載された反別とを比較してみれば明らかとなるが、いわゆる公図地区においては、公簿地積が明治初年の改租時に算出された反別そのままの数値である場合がほとんどである。したがってそれは、場合によっては十字法によって算出された地積である可能性があることも意味している。

但し、ここで台帳上の反別が改租時の丈量成果のままであったとしても、備え付けの地図が地租改正地引絵図であるとは限らないということにも注意が必要である。明治17年3月の「地租条例」公布以後に実施された全国地押調査(発端は明治18年2月の「地押調査ノ件」)に際して、専ら三斜法によることとされた反別の再調査と前後して、多くの府県ではいわゆる更正図と称される地図を作製しているからである。このことは、土地の面積を算定した丈量師と、地図を作製した測量師が、常に同一人物であるとは限らないことを意味する。したがって自明のことではあるが、ここには時間差もある。つまり、丈量作業による成果と測量作業による成果は、必ずしも同時期の同一事業における成果ではないということである。

又、改租当時の丈量成果である反別・坪数を扱う場合には、それが必ずしも土地の境界から境界までを計測して得た成果ではないことにも注意を要する。例えば耕作地についてみれば、いわゆる“畔ヌキ”が田畑丈量の規定(地租改正条例細目)通りのやり方であり、遠因をたどれば、それは石高制下における年貢徴収の名残ともいべきもので、藩政時代には、収益のない畦畔等の部分(畔及び畦際1尺)を縄外にし、地積には算入しない免租地扱いにしていたからである。このことは柵田等の大きな法の部分でも同様の扱いとされていた。つまり、耕作地は、地租改正時の丈量(求積)作業においては、納税の義務を負

うべき範囲のみを丈量対象としていたのであり、筆境即ち所有の権利の及ぶ範囲までは、計測されていなかったのである。(但し、畦畔を本地とは別に丈量し、外書として記録した府県も一部に存在する。)

土地所有者に授与された改正地券は、所有権の公証機能と、所有権を認められた者が負担すべき税額の明示による徴税機能の2つの機能を有していたとされる。しかしながら、そこに記載された反別は必ずしも所有権の及ぶ範囲の全体を求積した結果ではなかった訳である。

### 讃岐国の地租改正地引絵図

府県地租改正紀要に、「愛媛県(讃岐国)本地ノ地租改正ハ、明治九年五月ニ着手シ、同十四年十一月二至リ整頓ス」とあるとおり、讃岐国の改租着手は全国で最も遅かった(但し、改租事業の開始を告げる「告諭大意」を発したのは明治9年の4月のことであった。尚、整頓も最後、しかも一部については改租未済であった)とされており、当初は地図も伊予同様三種のもの(一筆限野取図、一字限図、一村限図)が予定されていたようであるが、短期間での完了が求められたために、一般に「村図」については作製を省くとされていた。

この地図について、讃岐の場合は、「地図ハ字限図ヲ製シ、之ニ各筆ノ地形ヲ模画シテ地番ヲ填記シ、地目ヲ分色ス」とされているところから、「地租改正地引絵図」の作製手順は、先ず「字限図」(字の周縁、字内の河渠、道路等の地形を描画したもの)を製したうえで、そこに「野取帳」にある一筆毎の地形を描き入れていったものと思われる。

しかし、このような「全体」の中に「個」を位置づけるといったやり方は、「地租改正報告書」の第三款「検地」(改租時点においても検地という語は用いられていた。)の第一項「地押丈量」に記載された「一字限図」あるいは「一村限図」の製し方とは異なる。すなわちそこには、一筆毎ノ形状ヲ見取図ニ製シ、之レヲ連合シテ一字限リ(図)及ヒ一村限図ヲ製シ。

とあり、改租当時において、地図は一般的には「個(一筆限図)」を集合させて「全体(一字限図・一村限図)」を形作ったとされている。

しかし、この「地租改正報告書」に記載されている

ような、一筆限図(野取図)を寄せ集めて絵地図を作製するという事は、土地一筆ごとの筆境を表示する地籍図の作製方法としては、相応しいものではなかった。なぜならば、当時の地方法令である「地租改正ニ付人民心得書」等に従えば、一筆地の所有権の及ぶ範囲は、目測による見取法による表示でしかなく、納税義務を負うべき範囲にしても、十字器を使用しての現地十字法あるいは三斜法によって、対象土地を矩形あるいは三角形に見立てて行った便宜的な求積の図解の表示であって、地番境を表示した正確な地図を作製するためには、別途、分間あるいは分見と呼称される測量作業が必要だったのである。尚、そうした作業の必要性については当時の村役人等も十分理解していたと思われるし、それゆえに地押丈量及び絵地図作製の分間測量を、村外の専門家に依頼した村が数多く存在したのだと思われる。

### 合成図とされる改租図

『地租改正報告書』の内容からすれば、改租時に作製された「字限図」は、一筆毎の見取図を寄せ集めた合成図だったということになる。(但し、分間法を用いて実測図を作製した村々も府県によっては存在する。)また、筆境の表示は見取法(目測)によるものであったとしても、山川・道路・溝渠等を描写したベースとなる図面は、分間法による実測図だったのか、あるいは見取法(目測)による見取図だったのか、あるいは既存の絵図・地図の模写だったのかということも、改租事業の成果である絵地図を、地籍図として捉えて使用する側からすれば、大きな問題となる。

尚、構成要素のうちの1個でも欠ければ全体は成立しない、というジグソーパズルのようなやり方で組み合わせを行い、個から全体に向けて作製した絵図・地図もありえたとは思われる。しかし、それでは免租地とされた畦畔に囲まれた田畑の一筆地は、隣接地との間に空隙を生じたかもしれないし、斜距離を採用した傾斜地である山野等の一筆地は、周囲の他の土地にたいして重なりを生じたかもしれない。平面上に描かれる地引絵図は、所々で要請される浮遊や衝突の手当ての結果、歪みを生じ、それが外縁部に及んで、結果的に隣接字との整合性を欠く絵図が仕立てられた、ということもありえたと思う。

## 文明開化地租改正地面測量取之図

小豆郡『大鐸村誌』の改租時の記録によれば、村内肥土山村の丈量を担当したのは、それぞれが出身(京都・阿波・高松)の異なる3名の丈量師であった。そして、「丈量を実施するに当っては、土地の人の立会人、綱引梵天持、書記。これに案内者を入れて丈量班を組織した」とされている。班員として、丈量師以下、立会人のほか、綱引、梵天持、書記、案内人がいたとされているが、こうした人々は、地租改正総代人茂木亀六(秋田県)の「文明開化地租改正地面測量取之図」及び同「丈量の図」に描かれた人物たちのイメージとよく重なり合う。

秋田の改租総代人茂木亀六の絵は、第1号から第3号までの3枚から成り立つもので、それぞれに作業内容の異なる場面が描かれている。第1号には、畝杭とも思われる木杭を背負った村人が、地引帳を手に土地一筆毎の確認作業(地押)を行なう役人と思しき人間を、現地に案内している様子が描かれている。その第2号には、分間略器を使用して連続する数筆の土地の形状を描画している場面が描かれており、そこには「文明開化地租改正地面測量取之図」と記されている。各土地の位置関係と形状とをあらわす一字単位の地引絵図を作製する測量作業を描いたものである。そして第3号には、十字法により一筆地の面積を求積している場面が描かれており、そこには「地租改正丈量の図」と記されている。細見竹・梵天竹を立てて、水縄を直交させ、面積を算出する丈量作業を描いたものである。端的に言えば、第1号は地押の絵、第2号は測量の絵、第3号は丈量の絵ということになる。

「府県地租改正紀要」には、こうした丈量あるいは測量に関して、府県毎にその方法や製図の仕方に違いがあったことが記録されている。例えばこの秋田県の地図については、「地図は全村及び字限り二様にして、その製図の方は、先ず村界及び字界を正し、然る後一筆ごとに持主姓名を記せし仮畝杭を立て、分間略器を以て各字及び每筆の地形を図画し、これに地目及び番号を記入」と記されている。又、「丈量は人民古来慣用の十字法によらしむと雖も、官吏或いは総代人をしてその量法及び出歩入歩の取捨等を教諭し、量地に従事せしめ」とあり、秋田

では地図を見取り法によって作製したのではなく、分間法による実測図としたのだということが、茂木亀六の絵からも解るし、この「府県地租改正紀要」の記述からも知ることができる。

ところで、測量作業では、測点の位置を定めるために、方位と距離の計測が必要となる。一方、十字法、三斜法は、単なる面積の求積手段であって、土地の屈曲点を均して(検地でいうところの「折」を見て)矩形あるいは三角形にみため、対象土地の地積を求めたものである。すなわち、十字法・三斜法に代表される改租当時の丈量作業は、土地の位置・形状を平面上に描画するために必要な測点の方位と距離の計測を欠いているものである。但し、その簡便さゆえに、十字法、三斜法による求積作業は、土地所有者(農民)であっても、官吏あるいは村役人等の教授によって可能とされたのであった。

## 絵地図調整の古流と西洋流

明治初年は、諸々の学問や技術が急速に近代化していった時期で、製図にしても江戸時代に作製された絵図とは異なる描画方法が次第に一般化されていく。それは地租改正地引絵図の作製においても同様であった。

愛媛県(伊予国)地租改正第二号「地所取調心得書」(明治8年8月)の第三条には、製図の古流と西洋流の違いについて、

伺い、出歩入歩見計いを始め、竿入れ並びに図面等測量家をたのまず土人(土地の人)細工古流にて然る可き哉

曰く、然り、精しく注意あるべし。図面上古流は往々山岳を山形にするあり、その山の裏に耕地あるともみえず、よって西洋流山岳もその敷地を図取り、山脈は又うねを模記し高低は色どりの濃薄を以てすべし

といった伺いと指令が掲載されている。

元來地図とは地球表面を一平面上に表すものであるから、地表の各地点を実測して、ある縮尺をもってこれ等の測点を平面の上に投影する必要がある、それで地点間の距離は、水平距離を平面上に投影する。しかし「高低を図示する良法は遂に東洋では工夫されなかった」ために、一般的には「山などを示す

場合に、平面図に山の鳥瞰的絵図を記して僅かに其の所在を示す]位しか方法が無かった(『地理書附図読方と実習法』石原初太郎大正13年好文書院)のである。

改租図は、高低差を表示する必要のないものではあったが、古(いにしえ)の流儀によって、山岳やランドマーク的建造物を斜方向から捉え、立体的に図示したものが、改租当時はまだまだ見うけられたのである。

### 一字限見取切図

地租改正事業の着手に際して、再置された香川県では一筆地の丈量と字限図の作製を、県の試験に合格した技術者に、村単位で依頼することとされていた。坂出村(現坂出市)では、岡山県平誠舎の舎長平松誠一及び福岡県筑紫舎の舎長坂田賢三郎と契約を結び、改租作業を実施することとなった。当時、地租改正の期限は明治九年と定められており、『坂出史』(坂出史談会刊)によれば、村では第一着手として丈量人平松誠一外一名と契約したことが記されている。そして、その際の「条約証書」に、納品物として、

- 一、一字限見取切図 式通
- 一、野取帳 一通

但、野取帳は、野中にて見取りその景況を画き、縄目寸間等書入れ、精算の上そのまま御渡し申すべき事

と記されている。

上記条約証書中に、「野中にて見取り、その景況を画き」とあることから、見取り法によって一筆限野取図を作製(納品には丈量実測値を記した野取図を綴り合わせた野取帳を作製)することが記されているが、加えて一字限図も「一字限見取切図」であるとしており、坂出村の地租改正地引絵図は、見取法によって作製されたものと思われる。

### 検地の例規と丈量

『地租改正報告書』(大蔵省明治15年)の「第3款検地」には、「改租着手の初め、必ず先ず地積の精確を

求むるをもって主要となす。ゆえに旧来検地の例規と各地の慣習とを参酌折衷し、もって全国の田畑、宅地その他各地種を検せり。」と記されている。

「検地の例規」に関しては、『地租関係書類彙纂』(42)五公五民二公一民等ノ税法ハ虚称ニシテ実数ニアラザルヲ弁ズ(明治6年12月大蔵省)のなかに、「検地の法に、畔際引(検地をなすに四面の畔際1尺づつを除くを云う。これ検地法の作用なり。)、縄心引(検地をなすに実数十の二三を減ずるあり。あるいは田面の縦には九、横には八を乗ず。すなわち縦の方面は十分の一、横の方面は十分の二を除くその平面を算出するなり。)」等とあり、検地では測定した実数のうちの若干を引き去ることが慣わしとなっていたことが紹介されている。

明治政府は、縄心は採用しなかったけれども、このような検地の仕方を承知の上で、それらを参酌、勘案しながら地租改正の地押、丈量を進めていった。したがって、改租時の丈量は、単に一筆地の範囲があるがままに測量して、地積を算出したものではなかったし、地積の算出方法に関しても地種ごとに違いがあった。先述のとおり、例えば、収益のない耕作地周囲の畦は、収穫高算出の基となる一筆地の反別には算入せず、収益のある本地(作付け)部分のみを丈量の対象とした石高制下の検地の仕方を、徴税という見地から、踏襲したのだと考えられるのである。

結局のところ、「改正地券」の発行に際しても、丈量が上記のような取扱いで行われていたことは、個人の排他的な所有権の及ぶ範囲を、数値的にも明確化するとといった方向での測量は行われなかったということになるであろう。改租時において、土地は先ずもって徴税の対象であり、主としてそこからの収穫量を基礎とした査定結果が、地位等級決定の基準とされ、それが地価算定の基本となった。したがって、地積は依然として収穫高を算出するための反別として取り扱われていたのだとも考えられる。つまり、改租時の耕作地については、その正確な地図を求める以上に、収穫調査のために必要とされた限られた範囲の反別を求めること、すなわち因習的な丈量に重きがおかれていたのだと言えるのではないだろうか。

## 「第10回しずおか境界シンポジウム」を訪ねて



令和4年7月29日「第10回しずおか境界シンポジウム」に参加しました。

このシンポジウムは「防災、減災…そして復興へ」というテーマで、多発する自然災害に関連し、土地家屋調査士に関わる様々な事象の確認や検証、復興への関わり方等に視点を置いた議論であったと思います。

初めに、私(筆者)の所属は神奈川県土地家屋調査士会です。「しずおか境界シンポジウム」を主催する静岡県土地家屋調査士会(公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会共催)とはお隣同士、昔から静岡会が主催する数々のイベントに参加しており、このシンポジウムにも記憶では3回目の参加となります。



ここで、少し自分の紹介をさせていただくと、私は静岡県三島市の生まれ、父は静岡県南伊豆町出身、母も静岡県三島市の出身で静岡県とは縁の深い人間であると自負しています。私の出身は神奈川県湯河原町ですが、自宅から500mも歩けば県境の川を越え静岡県という環境で育ちました。今回のシンポジウムでも何度も話題にあげられることとなる熱海市土石流(昨年発生)の被災地である伊豆山地区にも馴染みがあり、学生時代は伊豆山温泉にあるホテルで2年間アルバイトをしていました。そんな自分の背景もあり、今回のシンポジウムの議論を大変身近に感じました。

余談になりますが、静岡会が企画するイベントは多岐に渡り何時も感心させられます。通常の研修会の外、「災害時における家屋認定に関する研修会」や「土地家屋調査士インプリメント」、「静岡県境界問題連絡協議会」等、静岡会独自の企画が目白押しです。全国一斉不動産表示登記無料相談会のように連合会がお願いし実施する全国的なイベントも重要ですが、各土地家屋調査士会が独自に企画し実施するイベントは各会のアイデンティティーみたいなものを感じることができ良いものだと思います。

さて、前置きが長くなりましたが本題に戻ります。シンポジウム第1部は防災システム研究所所長山村



武彦氏(山村さん)による「災害に強いまちづくりは、互近助の力」と題した基調講演でした。山村さんはテレビのニュース解説やコメンテーターとしてお馴染みの方で優しい口調で分かり易く、これまで起こった災害の現場で見てきた事実、災害現場で山村さんが感じたこと、経験や調査・研究から導き出した災害への備えと対応等について話されました。結論として災害に備え様々にやるべきことはあるのだけれど日常生活での隣人関係等、平穏で円満な御近所付き合いが災害時にはものをいうとのことで、土地家屋調査士業務や境界問題とも相通じるものがあるな、との感想をもちました。また最後に涙を誘うような語り口は流石の一言です。

第2部は一般財団法人日本地図センター客員研究員今尾恵介氏(今尾さん)による「地図から読み解く防災・減災」という話です。今尾さんは、この連合会報「土地家屋調査士」でもお馴染みで、毎回連載していただいている「地名散歩」の著者です。自称地図オタクという今尾さん、災害については専門家ではないと断りつつも、地図に関わる様々な蘊蓄を披露し興味深くお話を伺うことができました。当然のことですが地図は作成された年代により、その時の地形等を反映したものとなります。過去の地図と現在の地図までの内容・変化等を比較することで事前に災害が起こる可能性を読み取れることもあるとのことのお話でした。少し意外な話としては、現在の地名から単純



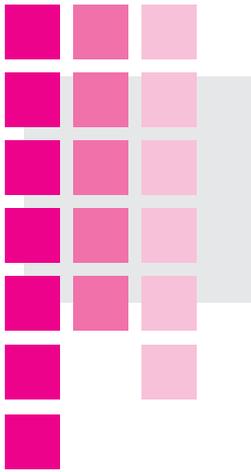
に自然災害を被る可能性を予想するのは非科学的とのお話です。現在の地名は様々な変化を辿り付けられたもの、過去の地名とは意味も使用されている文字も同じとは限らないということです。単純に地名で自然災害の危険性を予測するよりは過去の地図や現在作成されているハザードマップ等を見て判断の方が科学的であり、正しい予測に近づけそうです。文学部でドイツ文学を学ばれたという今尾さんですが、文学部らしからぬ考察に感心させられました。

最後の第3部は「杭を残して悔いを残さず。土地家屋調査士と考える復興への道標」と題し、第1部の山村さん、第2部の今尾さんに加え静岡県土地家屋調査士会の古橋副会長(古橋さん)によるパネルディスカッションです。山村さん、今尾さん共に御自分の専門分野からの意見を分かり易く述べられた印象です。ただ、第3部は古橋さんの独壇場でした。古橋さんはシンポジウム参加者に土地家屋調査士業務を説明し、災害時に土地家屋調査士ができること等熱弁されました。正に静岡の土地家屋調査士という感じを前面に出し、強く土地家屋調査士をアピールする姿は圧巻でした。思わず時間をオーバーしようでしたが、古橋さんのやる気がコロナ禍でのシンポジウム開催を成功に導いたと感じます。

これからも静岡県土地家屋調査士会の独自企画を楽しみにしたいと思います。

副会長 鈴木貴志(神奈川会)





# 第22回 あいち境界シンポジウム

## 住まい みち みらい

～住まいとまちの将来像  
頻発・激甚化する災害新ステージへの備え～

日時：令和4年7月13日(水) 13:30～16:35  
会場：名古屋市公会堂 大ホール(名古屋市昭和区)  
主催：愛知県土地家屋調査士会  
共催：国土交通省中部地方整備局  
後援：名古屋法務局、愛知県、名古屋市、碧南市、中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、産経新聞社、建通新聞社、CBCテレビ、テレビ愛知、東海ラジオ放送、CBCラジオ、FM AICHI



本年2月に開催される予定だった第22回あいち境界シンポジウムが新型コロナウイルス感染拡大のため一旦は延期になったものの無事開催された。当日は快晴で梅雨が7月早々に明けたこともあって気温も30度を超える灼熱の陽気であり、また愛知県でのコロナ感染者が増え始め講演者の大村知事が第7波に入ったと正に宣言された状況だった。そのような中、開催にこぎ着けることができたのは、ひとえに本シンポジウムの実行委員をはじめとする愛知県土地家屋調査士会会員による綿密な準備と万全のコロナウイルス感染症対策を行ったたまものだと言えよう。



愛知県土地家屋調査士会会長

過去2回とは違い今回は会場に観客を入れて行われた。一般市民の入場もあり、官公署職員や議員、他会所属土地家屋調査士と、併せて全国から385名と非常に多くの方が足を運ばれ、間隔を空けた席を除けばほぼ1階席が満席になるような盛況だった。

冒頭に司会の中島会員が紹介され、梅村守愛知県土地家屋調査士会会長が、マスコットキャラクターの「きょうかい君とあいちゃん」とともに登壇した。開会の挨拶に続きテーマである「狭あい道路」解消への愛知会の取組の説明と、令和3年に閣議決定された住生活基本計画に関しての市、県、国の立場から講演をいただく旨を説明してシンポジウムがスタートした。

その後の進行は各者講演後、実行委員の小島氏からの代表質疑応答の形式で行われた。



司会 中島会員



実行委員 小島氏

### 講演1 碧南市長 禰亙田政信氏

市民のために為すべきこと

～世界に誇る碧南市をめざして～

現在市長4期目の禰亙田氏が自己紹介と市のPRをした。碧南市は世界的なモノづくりの拠点の中心であり、健康寿命が長い。行政改革で財政健全度は全国総合5位で住みよさランキング



碧南市長 禰亙田氏

は県内5位となった。そのような碧南市は空襲がなかったため古い町並みが多く残っており、狭あい道路も多く空き家も多い。その旧市街地活性化のために狭あい道路整備事業、名古屋法務局地図整備事業、地籍調査事業、空家対策補助等の施策に着手、現在効果が表れ安心・安全の住みよいまちづくりにつなげていくとのことであった。

### 講演2 愛知県知事 大村秀章氏

“Heart” of JAPANをめざして

大村知事による産業集積、貿易黒字日本一の愛知県の現状と未来の説明がされた。牽引する自動車、航空宇宙、ロボット・工作機械産業、延長距離では全国3位の水路施設が支える豊かな農林水産業、教育立県あいち、



愛知県知事 大村氏

人材創造あいちと題してこどもから高齢者、障害者への医療・福祉・教育の充実、スポーツイベントやテーマパーク建設といった各種インフラ、施設の整備による愛知観光戦略までを紹介された。そんな魅力ある愛知県に住む人の未来に対して「愛知県住生活基本計画2030」を策定した。目指すべき将来像を、1. 県民の誰もが安全に命が守られ、安心して健やかに暮らしている。2. 県民が、良質で健全な住まいで暮らし、住み続けている。3. 環境と調和し、スマートで魅力ある豊かなまちが形成されている。以上の3点として向こう10年間基本方針と8つの目標を掲げ計画実施をしているところであり、住環境・防災の観点からも狭あい道路の解消も含まれているとのことだった。

### 講演3 国土交通省住宅局住宅産業適正化調整官

堀江直宏氏

新たな住生活基本計画

—令和の新時代における住宅政策の指針—

戦後間もなく公庫融資、公営住宅、公団住宅の主要政策手法3本柱を確立し、計画的かつ安定的な住宅共有を展開、2000年代には社会情勢を踏まえ新たな



国土交通省 堀江氏

住宅制度の枠組み(住生活基本法と住生活基本計画)といった住宅政策の制度的枠組みの変遷を説明した後、住生活基本法と現行(令和3年～12年が計画期間)の住生活基本計画の概要説明がされた。

住生活をめぐる現状と課題に対応するため、「3つの視点」から「8つの目標」を設定し、施策を総合的に推進すること、そして①「社会環境の変化」の視点からの、目標2 安全な住宅・住宅地の形成等による施策として、名古屋市大曾根北地区の住宅地市街地総合整備事業(未収住宅市街地整備型)や三重県津市の狭あい整備等促進事業が拡充・延長されて行われており、実際の整備事業例などとともに紹介された。

#### 新たな住生活基本計画

住生活をめぐる現状と課題

→○世帯の状況 ○気候変動問題 ○住宅ストック  
○多様な住まい方、新しい住まい方  
○新技術の活用、DXの進展等 ○災害と住まい  
上記課題に対応するため、3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進

#### ①「社会環境の変化」の視点

→目標1 新たな日常、DXの推進等  
目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

#### ②「居住者・コミュニティ」の視点

→目標3 子どもを産み育てやすい住まい  
目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等  
目標5 セーフティネット機能の整備

#### ③「住宅ストック・産業」の視点

→目標6 住宅循環システムの構築等  
目標7 空き家の管理・除却・利活用  
目標8 住生活産業の発展



3人の講演者の内容は一様に分かりやすく、住生活の問題をそれぞれの立場でどのようにすべきかを熱気がこもって話していたと感じた。内容も観客が飽きることもなく公演時間の約45分があっという間に過ぎるほど興味深いものであった。そのような背景は、今回後援が17団体もあり、多くの取材も入っていることと官公署職員や議員といった関係者に見聞きされているということを講演者も意識していたことによる相乗効果とも思われ、さらに一般市民も入った多くの聴衆に積極的に応えることによって、この素晴らしいシンポジウムが完成し得たと感

じた。また観客一人一人も、これからをどのように行動をしていくべきかを考えさせられる余韻の残る中身の深い内容であった。最後に梅村愛知県土地家屋調査士会会長による宣言でシンポジウムで締めくくられた。その宣言全文を次に掲示する。

### 宣 言

2年を経過したコロナ禍は、いまだ終息の見込みが立っておらず、不安定な状況が続く中であります。そうした状況の中でも自然災害は待ってくれません。この地方では南海トラフ巨大地震が想定されており、また地球温暖化によるものとみられる風水害が毎年のように各地で頻発しています。私たち土地家屋調査士は、土地や建物を生業としている国家資格者として、国、県、市町村において策定された住生活基本計画の推進に協力し、特に防災・減災の対策として重要な狭あい道路の解消の取組を始め、防災性の高い、安心・安全な住まい・まちづくりの実現に向けて積極的に取り組むことをここに宣言いたします。

広報員 大星雅司(石川会)



# 第13回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告 その1

全国一斉不動産表示登記無料相談会は、平成22年度に土地家屋調査士制度制定60周年記念・表示登記制度創設50年の記念事業を契機として開催されたのが始まりです。

令和4年度も「土地家屋調査士の日」の7月31日を中心に、全国の各土地家屋調査士会で無料相談会が開催されました。近年は新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送ったり、電話相談での対応など制限を受けての開催でしたが、今年度は開催直前の第7波のあおりを受けつつも、新型コロナウイルスに対する制約がだいぶ緩和されてきたため、感染対策をしっかりと行った上で、対面での相談会が開催されていました。

工夫を凝らしての相談会の模様や、周知への取組など、各ブロック協議会を代表して下記の土地家屋調査士会の報告を2回にわたり掲載いたします。

東京会、京都会、福井会、山口会、熊本会、福島会、札幌会、高知会

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

## 関東ブロック協議会

東京土地家屋調査士会(以下「東京会」という。)においては、全国一斉表示登記無料相談会を、令和4年8月3日(水)10時から16時に、土地家屋調査士会館3階会議室において実施した。

開催方法としては、対面式の相談会を実施した。東京では、相談会前日の新型コロナウイルス感染者が3万人を超えるコロナ渦であった

ため、相談者及び相談担当者に、検温、アルコール消毒及びマスクの着用を求め、相談者と相談担当者間にアクリルボードが設置された。

本相談会の周知方法としては、東京会ホームページでの紹介、東京会フェイスブックにより都民の皆様等に周知している。

相談の予約方法については、東京会事務局への電話予約により、完全予約制で行われた。

会場の設営については、2ブースを設け、午前4件、午後6件の計10件の相談枠が設けられた。

相談時間については、一人30分程度で行われ、感染症対策として30分程度の換気が行われた。

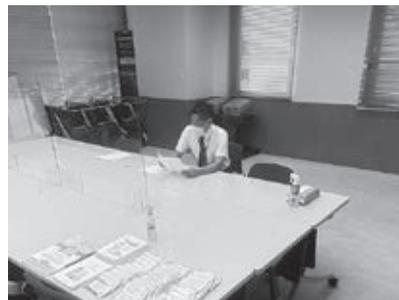
相談内容の把握については、予

約時に、おおむねの相談内容を把握の上、記載事項に基づき相談を受けた。

相談件数については、2名のキャンセルがあったものの、8件の相談対応を行った。相談者につき相談担当者1名が相談を受ける形で開催された。相談担当者は、東京会広報事業部理事の4名により相談対応が行われた。

相談内容については、表示に関する登記の相談を始め、主には土地の境界に関する相談で、私道に関する相談、境界標識やブロック塀等の囲障に関する相談、他には共有物分割、及び測量に関する相談等を受けていた。

過去3年間の相談者人数の推移



としては、2019年は11件、2020年は9件、2021年は9件の相談を受けている。

本相談会当日は、35度を超える炎天下にもかかわらず、相談者にご来場いただいております。表示登記及び筆界の専門家である「土地家屋調査士」として、都民の皆様等の筆界及び測量等に関する疑問点の解消及び不安解消の一助になっていると感じました。このような相談会をもって、土地家屋調査士を幅広く都民の皆様等に周知する良い機会になればと思います。

なお、東京会では、常設として毎週月曜日と木曜日の午後1時から同4時15分まで、表示登記や土地境界等に関する無料相談を土地家屋調査士会館で行っております。毎週多くの相談を受けており、相談の機会を多く設ける重要性を強く感じています。

広報員 石瀬正毅(東京会)

### 中国ブロック協議会

7月31日の『土地家屋調査士の日』を中心に全国一斉不動産表示登記無料相談会が開催され、中国ブロック協議会の中から7月29日に行われた山口県土地家屋調査士会の相談会を取材しました。

山口会では『土地家屋調査士の



日』の無料相談会は山口県土地家屋調査士会館における1会場での開催ですが、それ以外にも無料相談会を開催しており、4月1日に『表示登記の日』として県内6会場で行い、9月1日には『杭の日』として県内5会場での開催を予定しています。さらに『境界問題解決支援センターやまぐち』では土地家屋調査士、弁護士、法務局職員という、境界の専門家と法律の専門家が一緒に行う相談会を山口地方法務局及びその支局において2か月ごとの偶数月に年6回開催しています。

今回の相談会の相談員として山口県土地家屋調査士会広報部の4名に加え、山口地方法務局不動産登記部門から登記官の方にもご参加いただき、午前3名、午後2名体制で臨みました。

地域情報誌への広告の掲載や各市町や法務局へのポスター掲示等を行った結果、事前の電話による問合せも数件入っていました。

新型コロナウイルス感染症の第7波による感染の急拡大もあり相談会への影響も懸念されましたが、3名体制で臨んだ午前中には来館者と電話による相談者が集中し、取材で伺った私も急きょ相談員に駆り出される状況でした。

私が受けた相談内容は土地家屋調査士以外の業者による、道路管理者を呼ばない、隣接地権者にも



口頭のみ、といった簡易的な確認がされた土地の購入後の隣接地権者とのトラブルに関するものでした。その他の相談内容としては相続、境界上の構造物のトラブル、道路の妨害等多岐にわたりましたが、相隣関係にまつわる相談が多い印象でした。

相談者の中にはどこに相談に行ったらよいか分からず困っていたり、相談会を心待ちにされていた方もおられ、相談後の「専門家に聞いてもらえて良かった」という感謝の言葉により、もっと多くの方に無料相談会と土地家屋調査士という存在を知ってもらふ必要性があることを強く感じました。

広報員 中川秀幸(山口会)

### 九州ブロック協議会

～会話をすることの大切さ～

熊本県土地家屋調査士会では、令和4年7月30日(土)、31日(日)に、熊本市中心部にある鶴屋百貨店レストラン街の一区画をお借りして無料相談会を開催しました。

今年はコロナウイルス感染症が増加する中での開催でしたので、消毒、マスク着用、検温、追跡調査連絡先の記名、飛沫防止と万全を期しての無料相談会でした。それでも対面式の相談会を行うことに、事業部長の相当な葛藤の上で開催された相談会となりました。

相談件数は2日間合計で13件、相談者の年齢層は40代3名、50代6名、70代2名、80代2名でした。

相談内容は、筆界未定地の解消について、ブロック塀の建て替えに伴う協議のやり方と管理につい

て、境界立会いを求められた場合の対応について、これらが多かった相談内容です。

その場で明確な答えが出たものばかりではありませんが、熊本会の相談委員は「聴くこと・会話すること」を大切にしており、相談を終えた方々は安心した顔をされて、相談会場を後にしていました。

今回の無料相談会では新たな試みがありました。それは、相談ブースの側面でタブレットを使って連合会作成の「なぎら健壺の〇〇散歩シリーズ」のYouTube動画を再生するということです。相談ブースが百貨店の飲食店街の一角に設けることができたことも相性がよかったのでしょうか、行き交う人々が足を止めて動画を視聴している姿が多く目に付きました。

さらに、動画を視聴している方の近くに相談委員が立つことによって、何気ない会話から始まり、相談につながるというのは今までにない相談の受け方となり、今回の相談者のうち5名は何気ない会話からの相談でした。

相談者の多くが50代から上の方方で、ちょうど「なぎら健壺」さんを知る年代であったこともよかったのだと思います。動画を視ている方の近くに立つと相手から実は…という話から相談につながっているようでした。相談したくても資料、心の準備がない方も多くいるようで、そういう方が気軽に相談できる状態を作ることにも今後検討してもよいのかもしれないと思いました。

印象に残っているのがポスターの前のベンチに座り、ポスターを熱心に見ていたお婆ちゃんと相談

委員との会話風景です。

お婆ちゃん「土地家屋調査士ってドギャン仕事ばすとな？」

相談委員「例えば家を建てたとき法務局に登記申請をしたり、土地の測量をしたりする仕事です。」

お婆ちゃん「そぎゃんな、近所で境もめばしよらしたけど、そぎゃん時、頼むとよかっな。」

相談委員「そぎゃんです。」

という何気ない会話ですが、一人でも多くの人に土地家屋調査士という存在を知ってもらうことで、境界について問題が起きた時に力になれるかもしれません。

これまでの相談会では、相談に来られた方々の話を聞くという待ちのスタンスでしたが、足を止めて動画を視る方との何気ない会話から、土地家屋調査士という存在を知ってもらうことや、準備されていない相談を受け、解決の一助となることは、市民に寄り添った相談の受け方であり、土地家屋調査士のPRとなるのではないのでしょうか。

会話することの大切さを改めて感じた無料相談会でした。



相談会場にて「濱崎事業部長、2日間の相談会お疲れ様でした。」

広報員 松村充晃(熊本会)

## 北海道ブロック協議会

令和4年7月29日金曜日に札幌土地家屋調査士会の会議室において全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)が開催されました。

この無料相談会は7月31日の「土地家屋調査士の日」の前後に全国各地で開催されており、北海道ブロックには札幌、釧路、旭川、函館に土地家屋調査士会があり今回は札幌会に取材に行っていました。

事前広報活動として札幌土地家屋調査士会のホームページに案内を掲載し、今年はテレビ番組のワンコーナーに出演し無料相談会をアピールしてきたとのこと。

昨年の無料相談会は新型コロナウイルス感染症の影響から1件の予約があったもののキャンセルとなって相談者はいなかったとのことでしたが、今年は4件の相談予約があり広報活動の成果が表れた形となりました。

会場は新型コロナウイルス感染症対策として事前予約制で相談時間を割り振り他の相談者と一緒に

不動産表示登記  
無料相談会

2022年7月29日 (金曜日) 10時~15時(受付終了時)

札幌土地家屋調査士会館 札幌市中央区南一条西五丁目5番5号  
011-271-4593

北海道ブロック協議会 札幌市中央区南一条西五丁目5番5号

ならないように配慮し、マスク着用はもちろんのこと、消毒の徹底とアクリル板を設置し万全の体制でした。

当日1組のキャンセルがあったものの3人の相談者が相談に訪れ、札幌土地家屋調査士会広報部の担当役員3名が相談に対応しました。

相談内容は未登記建物に関することや、相隣関係、筆界に関する事などで土地家屋調査士の専門分野の相談が多かった印象です。相談者は「この場合はどうすればいいのか」「どういう手順で進めれ

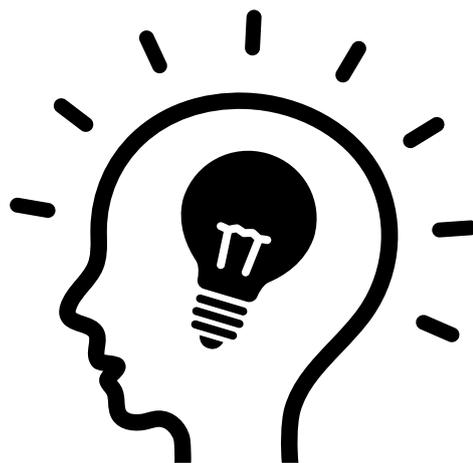
ばいいのか」と皆次々に質問をしてきて、相談員は一般の方に分かりやすい言葉で的確に相談に答えしていました。

相談時間30分の時間の中で早めに帰る人はなく、中には1時間近く相談されていた方もいました。

相談の様子を見て日常生活をする中で多くの人は土地建物に関する疑問をたくさん持っているものだなと感じ、もっと多くの人に土地家屋調査士の存在を知ってもらえれば、安心した生活を送るお手伝いができるのだろうと思いました。

改めて、土地家屋調査士業務の重要性と、それを広く国民に伝える広報の重要性を再確認しました。

広報員 鈴木正幸(函館会)



続

続!!

# 愛しき我が会、我が地元

Vol. 104

## 愛媛会

## 『光と影と…の航法』

愛媛県土地家屋調査士会 広報部 石川 武将

広報ってそもそも必要なの？効果あるの？

お金を掛けてまでする必要ある？

とは、広報部あるあるです(実際言われたかは…)。

前回の2020年9月号の掲載から約2年。その間の出来事といえば、今更書くまでもありませんが、各土地家屋調査士会においても、広報のみならず、全ての会務・活動が制限付きとなりました。それゆえに、様々な変革が求められたワケで、結果として事務等の効率化につながったなあ、と、思うこともありますが、それが広報に結び付くわけでもなく…。

と、言い訳から入りながら愛媛会の広報について、過去の活動「光」も含めてご報告いたします。

愛媛県の観光などについてご興味がある方はこちらでお調べください(愛媛県庁HPより)。

<https://www-pref-ehime-jp.cache.yimg.jp/shigoto/kanko/joho/index.html>

### (1)「土地家屋調査士」全般について

- ①「全国一斉不動産表示登記無料相談会」広報のため、愛媛新聞に広告を掲載、テレビ(NHK、あいテレビ、愛媛CATV)、ラジオ(南海放送)で告知放送、法務局にチラシを配布
- ②完全予約制による無料登記相談会の実施(毎月第2水曜日)
- ③南海放送24時間テレビ「愛は地球を救う」へ協賛
- ④南海放送ラジオ「思い出のラジオWeek」へ協賛
- ⑤あいテレビ「年賀テレビCM」へ協賛
- ⑥愛媛新聞「えひめ防災・減災いよゼロプロジェクト」に境界問題相談センター愛媛とともに協賛
- ⑦郵便局内「デジタルサイネージ」で広告放映
- ⑧市町の「公用窓口封筒」に広告掲載
- ⑨愛媛経済レポートに広告掲載

### (2)「土地家屋調査士」制度の魅力発信として

- ①県下高等学校で「土地家屋調査士業務」についての課外授業の実施や土地家屋調査士試験受験促進パンフレットの配布(ここ2年未実施…)
- ②岡田連合会会長による愛媛大学法文学部での寄附講座(不動産登記法、隔年)
- ③民間金融機関に「土地家屋調査士」業務の具体的な事例をテーマとした研修会を実施。また、外部団体が主催する各種イベントにも参加
- ④愛媛県宅地建物取引業協会主催「不動産フェア」(パネラー出演)
- ⑤松山市「キッズジョブまつやま」(松山支部)
- ⑥河原学園「お仕事フェスタ」(R03年度開催中止)
- (⑤⑥)はいずれも、職業体験イベントで、小中高生を次世代の土地家屋調査士とするべく魅力を発信中…)
- ⑦松山市「マイナビオールスターゲーム2022開催記念三角ベース大会」での広報

\* 上記実施事業については、ホームページ、公式SNS (Facebook、Twitter)を通して、一般市民及び会員に様々な情報を発信しております。公式SNSへのフォロー、「いいね」、コメントなどは是非よろしく願います。



Facebook



Twitter

主な広報活動は上記のとおりですが(一部過去の実績にすぎりつたこと、ご了承ください。)、近年の活動だけでは、写真提供にも一苦労といった現状です。

成果と正解(がある?)が見出しにくい広報活動ではありますが、多くの方々から、興味と関心を持っていただけるような「土地家屋調査士」となるようにこれからも広報活動に取り組んでいきたいと思ひます。

※タイトルの一部、「航法」(こうほう、英語: Navigation)とは、船舶や航空機、自動車、宇宙機などの移動体において、出発地から経由地、目的地までの航行を導く方法である。広報にも、航法があれば楽でよいのですが…。と、今回の会報について最初に浮かんだ書き出しで、しょーもない駄洒落なのでした…そもそもタイトルに残す必要もなく…完

—おことわり—

\*現在進行中の広報活動?プロジェクト?につきましては、まだ、光が当たっていない「影」の部分でもあり、また、残念ながら文字数の制限により、本編での記載は省略させていただきます。もし、お時間とお心にゆとりがございましたら、こちらのQRコードからご覧ください。



影を光で照らすと



地域広報イベント



オレンジの法被を着て



リニューアルした愛媛会HP





## 札幌会

## 『愛しき我が会、札幌の広報活動』

札幌土地家屋調査士会 広報部次長 荒木 崇行

札幌土地家屋調査士会がある札幌市は日本最北の政令指定都市であり、全国の市の中でも横浜市・大阪市・名古屋市に次ぐ4番目の人口を有しております。

札幌市の人口は令和4年6月1日現在の1,973,845人であり、北海道全体の人口の約4割弱(約37%)を占めています。

地下鉄が通る日本最北の市でもあり、北海道のプライメイトシティであり、札幌都市圏を形成しています。

アイヌの人々が暮らしていた蝦夷地は1869年(明治2年)に北海道と改称され開拓使が置かれて札幌本府の建設が始まりました。

1875年(明治8年)に最初の屯田兵が入植して、札幌の建設計画は当時、開拓判官の島義勇によって構想され、京都を参考にした街づくりは創成橋東側のたもとを基点にしました。札幌中心部の東西の基軸を創成川、南北の基軸を渡島通(現在の南1条通)として区画割を進めていきました(現在の南北の基軸は大通公園)。

このため中心部の多くは街並みが碁盤の目状になっています。

その後、周辺町村を編入・合併して市域を拡大していき、今日に至っております。

札幌土地家屋調査士会については札幌市を含む、71市町村の会員数は270名ほどになります。

札幌土地家屋調査士会広報部では昨年からYouTubeチャンネルを開設して、土地家屋調査士の周知、認知を広げるべく広報活動を行っております。

ここ近年、通信システムが4G(第4世代移動通信システム)から5G(第5世代移動通信システム)へ移行し、スマートフォンの普及や動画コンテンツの視聴増加が著しく増加しております。昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から外出が制限され、新型コロナウイルス感染症拡大以前のような広報活動を行うことが困難な状態となりました。

また、紙媒体の広報活動のデメリットである発注業務や紙面の保管、紙面の更新や紙面配布に掛かる労働、紙面設置の費用が掛かるため、デジタル、動画コンテンツによる広報活動へ移行していくこととしました。

動画コンテンツ作成に当たり、昨今の土地家屋調査士受験者数が年々減ってきていることから、視聴者ターゲットを20代後半から40代前半に絞り、土地家屋調査士の受験者や土地家屋調査士の周知を広げるべく企画立案、動画撮影等を行っています。

動画コンテンツをYouTubeにアップロードすることでYouTubeのアナリティクスによって登録者数や視聴回数、時間、性別などが可視化されます。

例えば、視聴者も18歳~24歳3.3%、25歳~34歳が25.6%、35歳~44歳が49.1%、45歳~54歳が22%となっており、視聴者ターゲットへのアプローチはおおむねできているが、25歳~34歳の視聴率向上のため、関心が持てるコンテンツを考える指標になります。

札幌土地家屋調査士会では土地家屋調査士の日である7月30日に合わせて、TVCMや番組区切りに



さっぽろテレビ塔



札幌すすきの交差点ニッカウヰスキー看板



札幌土地家屋調査士会館(晴ばれビル)

ある天気予報と併せてCMを行うお天気フィラーで  
広報を行っております。

TVCMに興味を持ってくれる方に知るきっかけ  
としていただき、その中で関心を持ってくれた方が  
YouTubeで動画を視聴してくださり、更に詳しく  
知りたい人はホームページにて情報を得るというコ

ンテンツの動線にもなっています。

これを機会に全国の土地家屋調査士の皆様に動画  
を視聴していただき、差し支えなければ、札幌土地  
家屋調査士会広報部のYouTubeチャンネルを登録  
いただければと思っております。

視聴者数やチャンネル登録者が増えれば、検索さ  
れやすくなり、また他の動画視聴後に放送されたり、  
お勧め動画として土地家屋調査士を知らない人にア  
プローチができます。

土地家屋調査士の周知を広げ、認知をしてもら  
うためにご協力いただけると幸いです。

また動画制作としては、地元札幌ならではの業務  
や土地家屋調査士になりたい人、土地家屋調査士を  
目指している人が少しでも増えるように広報を行っ  
ていきます。

札幌土地家屋調査士会広報部 YouTube チャンネル

札幌土地家屋調査士会広報部 - YouTube

<https://www.youtube.com/channel/UCzundHJJgA54hGpEGVhdMMg>



YouTube 札幌土地家屋調査士会公式チャンネル

ケガや病気による  
入院・通院に  
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が  
お役に立ちます！

登記誤りを起こして  
しまい、顧客から  
損害賠償請求を  
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が  
お役に立ちます！

土地家屋調査士を  
取り巻く  
さまざまなリスク  
その時  
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

測量機器総合保険  
(動産総合保険)がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。  
その間の収入を  
どうしよう。。

測量中にうっかり  
測量機器を破  
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B21-902312 使用期限：2023年4月1日

## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



8月16日  
～9月15日

昨年から、「連合会長とリモートで話そう。」企画を展開している。この4月からは広報部の提案で「伊予の潤喫茶 マスターと語ろう」と新装開店して、おおむね2か月に一度程度、開店している。毎回、カテゴリーを設定し「女子会編」、「新人さん編」、「二代目・三代目さん編」と開催してきた。これからも、今の連合会長は、皆さんと何にも変わらない、フツの土地家屋調査士であることを伝えつつ、連合会を身近に感じてもらえるような工夫を重ねながら、店を開けるので、是非とも来店いただけるよう、スタッフ一同お待ち申し上げる次第である。

## 8月

### 22日 第7回正副会長会議(電子会議)

リモートにて正副会長会議を開催。今回は、四名の副会長とともに北村総務部長にも加わってもらい、主に連合会の財政について、中長期的視点に立った意見交換を実施。

### 23日 葉梨康弘法務大臣への表敬訪問

令和元年の土地家屋調査士法一部改正法案の成立時に衆議院法務委員長として、大変お世話になった葉梨先生が、この度の内閣改造により法務大臣に就任され、表敬訪問をさせていただいた。地元、茨城会からも役員の方々に同席いただき、今後の土地家屋調査士制度の方向性や地図作成事業への期待等を中心に意見交換をさせていただいた。

### 31日 第4回理事会(電子会議)

今回の理事会は、当初から電子会議で開催する方向で準備していたところであり、各役員とも特段の問題もなくリモート会議に対応できていることを実感。

### 31日 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課公共用地室長着任挨拶の応対

国土交通省の所有者不明土地問題対応部署の室長さんが交代され、柳澤副会長、鈴木泰介副会長とともに応接させていただいた。主に所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業モデル等に関して、意見交換をさせていただいた。

## 9月

### 2日 豊田俊郎国土交通副大臣及び門山宏哲法務副大臣への表敬訪問

かねてから自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟において、お世話になってきた豊田俊郎先生が国土交通副大臣に、門山宏哲先生が法務副大臣に就任され、表敬訪問をさせていただく。両先生ともに千葉県選出の国会議員であり、この日は千葉会から多くの役員の方々に同席いただき、豊田副大臣におかれては、現職の土地家屋調査士会員でもあり、誠に嬉しい限りである。また、門山副大臣には、千葉会のADRセンター立上げ時から関与いただいていた経緯もあって、終始、晴れやかな空気の中、表敬訪問とご挨拶をさせていただいた。

### 2日 「地籍シンポジウム in 滋賀2022」

霞が関における表敬訪問の後、そのまま東京駅から新幹線で、滋賀会主催による標記シンポジウム会場の米原に向かう。「新たな土地制度について考える—今後の不動産の所有・管理はどう変わるのか?」をテーマに東京財団の吉原祥子研究員と早稲田大学の山野目章夫教授による講演の後、質疑応答形式によるパネルディスカッションが展開された。会場には一般市民の方々が多く来場されており、地方においても、関心の高い問題であるとともに、私たちが社会に貢献すべき課題であることを改めて感じたところである。

### 5日 第8回正副会長会議(電子会議)

四名の副会長と総務部長を招集し、正副会長会議を開催する。リモート会議にて懸案事項等の整理と対応を協議する。

#### 14日 衆議院議員おおさか誠二 政経セミナー

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長を務めていただいている逢坂誠二先生のセミナーに権名全調政連会長とともに参加。逢坂先生の時局報告の中で「教育こそが人への投資である。人材に投資しない限り、組織は発展しない。」との言葉に、大いに共感させられた。

#### 14日 第9回正副会長会議

この日から、全国ブロック協議会長会同を開催するに当たり、協議事項やタイムスケジュール等を全副会長及び総務部長を交えて確認する。

#### 14日、15日 第1回全国ブロック協議会長会同

およそ三年ぶりとなる集合形式による全国ブロック

協議会長会同を開催。八名のブロック会長と全副会長、全常任理事が一同に顔を合わせての会議ということもあり、活発かつ、建設的な議論が展開されるとともに、各ブロックにおいて、様々な工夫と対策を講じて組織運営と制度発展に取り組まれている報告を受け、とても有意義な二日間であったと感じた。

#### 15日 伊予の潤喫茶、マスターと語ろう

今回の標記企画のカテゴリーは「二代目さん、三代目さん。」で開催。全国から下は30歳代から上は60歳代までの11名に来店いただけた。家業を継ぐという選択をされた決断に至る葛藤や、事業承継の体験談など、私には未知な境遇を聞かせてもらった時間であり、私たちの組織を体系的に考える切り口にもなり得ることに気付かせてもらった。



8月

17日、18日

第2回会報「土地家屋調査士」編集会議(全体会議)(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について
- 2 ウェブ広報の充実について
- 3 広報イベントへの参画について
- 4 広報ツールの作成又は活用について
- 5 社会連携事業としての組織強化について
- 6 各土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有について

18日

第1回オンライン登記推進室(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケートの取りまとめ結果の取扱いについて
- 3 オンライン登記申請に係るeラーニングコンテンツの作成について

22日

第7回正副会長会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称「調総研」)について
- 2 財政シミュレーションに基づく中長期的な財政計画の方針について

24日

第3回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 財産管理人養成講座の実施について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について
- 3 不動産登記法第14条地図作成作業におけるアンケートについて

25日

研究所第4回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度中間報告作成に向けた今後の研究の進め方について

26日

第1回マニュアル作成等委員会担当者会議(報酬)(電子会議)

<協議事項>

- 1 報酬額算定参考資料の作成について

29日

研究所第3回研究テーマ「地籍調査に関する研究」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度中間報告の取りまとめ及び今後の研究の進め方等について

31日

第4回理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会個人情報保護に関する規則等の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称「調総研」)の設置について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正(案)及び大規模災害対策に関する規則(モデル)の新設(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則等の一部改正(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則第2条の2に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事、監事及び予備監事の候補者の数並びに職務の代行順位に関するブロック協議会からの意見聴取について
- 5 中長期的な財政計画の検討について
- 6 財務諸表等の在り方について
- 7 令和5年度における親睦事業について
- 8 令和5年度予算(案)の策定方針について
- 9 業務マニュアル(一筆地測量マニュアル(案))の作成について
- 10 認定登記基準点事業の在り方について

- 11 eラーニングコンテンツ制作に係る業務委託契約について
- 12 eラーニングコンテンツ制作に係るとの業務委託契約の終了に係る対応について
- 13 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 14 財産管理人養成講座の実施について
- 15 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について
- 16 日本土地家屋調査士会連合会事務局規則の一部改正(案)について
- 17 日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程及び同連合会臨時職員就業規則並びに同連合会役員等給与規程の一部改正(案)について
- 18 勤怠管理システムの導入及び給与計算の外部委託について
- 19 令和4年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 20 令和4年度第1回全国会長会議の運営等について

## 31日

第4回理事会(電子会議)における業務執行状況の監査について

## 9月

### 1日

第5回業務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について
- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について
- 5 業務マニュアル等の作成について
- 6 ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルについて
- 7 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の改正について
- 9 全国ブロック協議会会長会同の対応について

### 2日

研究所第3回研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度中間報告等今後の研究の進め方及び懸案事項について

## 5日

第8回正副会長会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会におけるシステム環境の改善について
- 2 事務局職員の補充について

## 7日

第4回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究中間報告及び今後の研究の進め方について
- 2 地籍問題研究会第33回定例研究会の対応及び研究所テーマ合同会議の開催について
- 3 著作権に関する規範について
- 4 土地家屋調査士総合研究所(仮称)について
- 5 日本登記法学会第7回研究大会への出席について

## 8日

第3回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第18回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第19回土地家屋調査士特別研修について
- 3 令和5年度特別研修運営委員会事業計画(案)について

第1回登記基準点評価委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和4年度事業計画の展開と事業進行について

## 14日

第9回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和4年度第1回全国ブロック協議会会長会同の対応について

## 14、15日

第1回全国ブロック協議会会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会における事業の実施状況と今後の取組の報告について
- 2 連合会が取り組んでいる事項等の説明について
- 3 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明について



# 日本登記法学会 第7回研究大会開催のご案内

日本登記法学会

当学会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行っておりますところ、今回は通算7回目の研究大会となります。

今年度は下記のとおり、会場とオンライン会議システム(Zoom)形式を結んだいわゆるハイブリッド方式で開催を予定しておりますので、奮ってご参加いただければと存じます。

当学会はこれからも、研究者と実務家が登記に関する現状と課題を認識し、その解決の方策とそのための理論を協働して検討する恒常的かつ刺激的な場を提供して参りたいと考えています。

## 記

- 開催日時：令和4年11月26日(土)午前10時00分から午後5時30分まで  
(開場及びアクセス可能となる時間は、午前9時30分となります。)
- 開催形式：①会場：司法書士会館 地下1階 日司連ホール  
(東京都新宿区四谷本塩町4番37号)  
②オンライン会議システム「Zoom」を利用したオンライン会議形式
- 内容：午前：動産・債権譲渡登記  
テーマ「担保法制の見直しと登記」  
報告① 青木 則幸氏(早稲田大学法学学術院教授)  
「動産債権担保法制の見直しにおける担保ファイリング案の意義(仮)」  
報告② 本橋 寛樹氏(司法書士)  
「動産譲渡登記制度の見直し(仮)」  
コメンテーター 白石 大氏(早稲田大学法学学術院教授)  
昼：日本登記法学会 定時総会(ハイブリッド方式)  
午後：不動産登記  
テーマ「区分建物と登記」  
報告① 藤巻 梓氏(国土館大学法学部教授)  
「区分所有法の改正をめぐる議論と登記(仮)」  
報告② 吉田 健氏(司法書士)  
「所有者不明等マンションへの対応と課題(仮)」  
報告③ 橋立 二作氏(土地家屋調査士)  
「マンション建替え等の円滑化法による登記(仮)」  
コーディネーター 秋山 靖浩氏(早稲田大学法学学術院教授)
- 定員：会場：40名、オンライン：250名(当学会の会員のみ)
- 参加料：無料  
当学会の年会費として3,000円が別途必要となりますので、未入会の方は当学会のホームページ(<http://www.toukihou.jp/>)から入会手続きをお願いいたします。
- 共催：日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本登記法学会

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況次第では、開催内容が変更となる可能性もございます。最新の情報および参加の申込みにつきましては、当学会のホームページ(<http://www.toukihou.jp/>)をご参照ください。

また、十分な感染防止策を講じることができるよう、会場の人数を制限しております。申込多数の場合は、ご希望に添えない場合もございますことをご了承ください。

# 土地家屋調査士試験受験者の減少について

全国土地家屋調査士政治連盟会長 椎名 勤

土地家屋調査士試験の受験者が減り続け、ついに4,000人を下回ってしまった現状は、制度の将来にとって極めて憂慮すべき事態であります。我が国の資格者団体の中では圧倒的に少ない受験者となっています。

受験者の減少は、制度を担う優れた人材の減少を招き、いずれ制度の信頼を揺るがせ、やがて衰退の方向に向かわせる危険性ははらんでいます。

連合会が作成した「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」においても、同様の指摘がされ、解決を図るべきとされていますが、いまだ何らの方策も講じられていません。

様々な立場で土地家屋調査士制度の充実・発展に取り組むべき我々役員は、もはやこの問題を見過ごすことは出来ません。

なぜ、受験者が減少し続けるのだろうか。

その一つとして、バブル崩壊、リーマンショックの影響で業務量が大きく減少したまま回復されず、土地家屋調査士全体の収入が減少したことが挙げられます。

加えて、聖域なき競争原理の導入により、土地家屋調査士業務も競争に晒され、とりわけ民間業務の報酬は地域によって著しく低廉になり、収入減に拍車をかけ、会員間に所得の格差を生んでいます。

業務量が減少し、報酬が低廉化しても、土地家屋調査士は、資格者の職業倫理に基づき、決して業務の質を低下させることなく、自らの適正な利潤を放棄し、その職責を果たしてきた結果、図らずも、業務の有用性、難易度、責任の重さに比較し、見合った収入が得られない業種であることが露呈され、受験者の減少を招いていると考えます。

しかし、土地家屋調査士の将来は暗くありません。

全調政連では、打開策として、今一度、埋もれている土地家屋調査士業務の掘り起こしに努め、報酬に関する検討も加えつつ、土地家屋調査士の豊かな暮らしと地位の向上を実現し、受験者の増加を図りたいと考えます。

具体的には、狭あい道路解消、不動産登記法第14条地図作成作業、官公署所有土地の筆界確認などの公共調達の分野に大きなシェアがあると考えます。

報酬については品確法と土地家屋調査士報酬の在り方について調査、研究を行います。

公共調達の受け皿といえば、公嘱協会を抜きにしては考えられませんが、公嘱協会が筆界を明らかにする業務を行うことや筆界特定手続の代理人となることについては、必要な法整備が検討されなければなりません。

係る法整備により、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公嘱協会が公共調達の場において筆界を明らかにする業務の専門家としてしっかりと役割を果たし、既に多くのシェアを占めている民間業務と併せて、官民両者の信頼を得て、土地家屋調査士の揺るぎない地位を確立すれば、受験者の減少に歯止めを掛けられると考えます。

資格者制度が我が国のインフラ向上のためにあるならば、土地家屋調査士は、その専門性を公共調達の分野でも発揮し、公共工事の品質確保、インフラの向上に寄与すべきであります。

官民連携による経済成長を掲げた新しい資本主義が推進される今こそ、連合会を中心に、全調政連、全公連、単位会、単位政治連盟、単位公嘱協会が力を合わせ、立場を乗り越えた強靱な団結力で土地家屋調査士業務のパイの拡大、とりわけ公共調達への参入に力を注ぐべきと考えます。

土地家屋調査士会員は、年々約150名ずつ減少し、政治連盟会員は、年々約100名ずつ減少しています。このことは受験者の減少と無縁ではありません。

このまま推移すれば、組織の財政運営は厳しくなり、会員間の収入格差の拡大により、会員の土地家屋調査士会への帰属意識は低下してゆきます。

今こそ連合会を中心に、全国の政治連盟、公嘱協会がしっかりと連携し、この難関を切り抜け、受験者のV字回復を実現しましょう。



# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ  
 全国閲覧可能!**  
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき  
 地図印刷!**

**地図上で事件簿  
 管理ができます!**

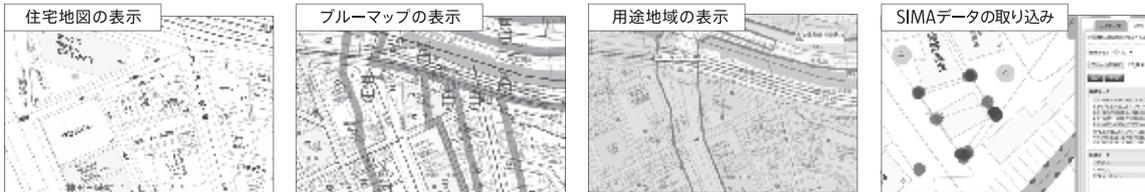
**SIMA図示や  
 多彩な地図検索!**



**「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現**  
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

## 地図機能について

「調査士カルテ Map」では、以下地図機能のご利用が可能です。



### 住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

### 地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

## よくあるご質問

**Q 「調査士カルテ Map」を契約するための条件などはありますか？**

**A** ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。

**Q 「調査士カルテ Map」を利用するためにソフトウェアのインストールは必要ですか？**

**A** サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。通常のインターネットで Web ページを閲覧するように、Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。

**Q 登録できる情報はどのようなものがありますか？**

**A** 登録できる情報は、大きく以下の 4 つに分類されます。

1. 調査基本情報 ……調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報
2. 事件簿情報 ……受託番号や金額などの事件簿に記載する情報
3. 調査ファイル情報 ……申請書や調査図面などのデータファイル
4. その他所有情報 ……登記所や自治体、申請者から受領した情報

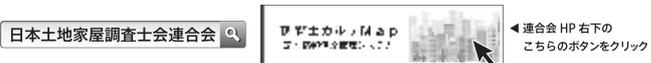
(システム上ではチェックボックスで情報無のみ登録)  
 ※情報公開範囲について：登録情報の業務分類によって異なります。詳しくは連合会 HP「会員の広場」→「調査士カルテ Map」紹介ページをご確認ください。

**Q セキュリティ面は問題ありませんか？**

**A** 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

**全国閲覧可** 月額 **3,300円** (税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください



【お問合せ】  
**日本土地家屋調査士会連合会**  
**「調査士カルテ Map」問合せ窓口**  
 (E-mail) [kartemap@chosashi.or.jp](mailto:kartemap@chosashi.or.jp)

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

令和4年8月1日付

東京 8260 木内 淳  
神奈川 3196 岩井 佑介  
埼玉 2766 坂本 幸晴  
埼玉 2767 増井聡太郎  
兵庫 2557 藤本 一郎  
愛知 3085 諸田 真美  
鹿児島 1124 前原 毅之  
沖縄 527 野底 大嗣  
宮城 1072 森田 冬貴  
宮城 1073 佐竹 伸吾

令和4年8月10日付

東京 8261 小俣 巧  
東京 8262 鈴木 隆太  
神奈川 3197 間賀田貴之  
愛知 3086 名倉 宏  
愛知 3087 西尾 光平  
福岡 2398 熊丸 謙二  
福岡 2399 中島 宏朗

令和4年8月22日付

埼玉 2768 舟山 政明  
島根 517 田原 義規  
熊本 1236 秋永 伸也

## 登録取消し者

令和4年5月24日付

京都 194 北野 昇

令和4年6月14日付

岡山 882 森分 昭

令和4年6月24日付

福井 338 佐藤 定芳  
佐賀 527 田代 宏

令和4年6月27日付

福岡 1718 古賀 義雄

令和4年6月30日付

三重 795 堀江 秀弥

令和4年7月2日付

群馬 579 臼井 弘幸

令和4年7月14日付

広島 1210 伊藤 秀三

令和4年7月18日付

愛知 2590 那須真一郎

令和4年7月20日付

埼玉 964 小野 郁夫

令和4年7月22日付

石川 574 小幡 嘉彦

令和4年8月1日付

東京 6162 藤澤 芳朗  
東京 6940 平子美江子  
岡山 1114 門野 悟  
福岡 1232 徳永 務  
岩手 904 菅原 和也

令和4年8月10日付

神奈川 2512 中尾 英之  
千葉 1619 松田 光雄  
茨城 830 高橋 二郎  
静岡 1289 増田 美秀  
静岡 1350 富田 正樹  
長野 1182 松澤 藤男  
新潟 1833 佐藤 信彦  
福岡 1656 松岡 克英  
旭川 255 渡辺 悟  
徳島 336 横田 惠之

令和4年8月22日付

東京 7941 輿水 城治  
東京 8051 江原 慶  
東京 8070 石橋 孝志  
京都 900 仲谷 和隆  
札幌 965 春日 晃

## ADR認定土地家屋調査士登録者

令和4年8月1日付

神奈川 3174 脇谷 良生  
大阪 3396 岡田真太郎

令和4年8月22日付

埼玉 2768 舟山 政明

# ちようさし俳壇

第449回



「色変へぬ松」

深谷 健吾

色変へぬ松の松島巡りかな  
本丸の正面に色変へぬ松  
鳴き砂の音の身に入む日本海  
稽田と休耕の田と睦み合ふ

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

若き頃を語りつ飾る先祖棚  
秋団扇一味違ふ風起こす  
農作業を一区切りして盆用意  
逝きし友の俤偲ぶ盆の月

茨城 中原ひそむ

流燈の消え去るまでの闇に立つ  
伸びきつて絡むものなし梅もどき  
掌の錠剤いくつ深む秋  
嬰鏢と言へども卒寿杖の秋

山形 柏屋 敏秋

月山の仰ぐ雄姿や秋に入る  
川の面を忍者のさまにあめんぼう  
朝顔や屋根に上りて迷ふ蔓  
蟬の鳴く声に目覚める山の宿

兵庫 小林 昌三

金婚の箸で分け合ふ冷奴  
峠越え人なき里に秋の蟬

岐阜 堀越 貞有

鐘の音の四方より聞こえ秋夕べ  
石垣が石垣ささへ城の秋

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

農作業を一区切りして盆用意

「盆用意」とは、秋の季語「盆支度」の傍題。盂蘭盆会は、都会では陽暦で、地方では陰暦で行い、月遅れの八月十三日～十五日のところがあり一定していない。盂蘭盆が近づいてくると、仏壇を掃除したり、仏具を清めたり、膳部や盆提灯を取り出して盆会の準備をする。大切な夏の農作業を一区切りまでもして盆会の準備をするほど大事な仏事。「農作業」と季語の「盆用意」の対比により農耕民族である日本人の伝統文化行事を詠み込んだ佳句である。

中原ひそむ

掌の錠剤いくつ深む秋

「深む秋」とは、秋の季語「秋深し」の傍題。すっかり秋色深まるころをいうが、秋も終わりになれば見るもの、聞くもの、思うことすべてはかない感じが強い。冬近しの感が強く万象ごとくはかない思いになる。若いころは薬の数などは気にしていなかったが、高齢になるにつれて錠剤の数が増えてくるのが気になる。掌の錠剤を見て、数えて、確認して飲む情景に人生の「深む秋」の感を連想させる佳句である。

柏屋 敏秋

川の面を忍者のさまにあめんぼう

「あめんぼう」は、夏の季語。「水馬」と書

いて「あめんぼう」と読む。小川や池の水面に六本の足を張って、すいすいと滑走したり水面を跳ねたりしている。一・五センチぐらいの灰褐色の虫を見る。館に似たにおいがするのでこの名があるとか。あめんぼうの様子を見入って「忍者のさまに」と詠んだ点が秀逸。この句の眼目は「あめんぼう」を「忍者」と見て取ったところであり、擬人化を用いて詠んだ見事な一句である。

小林 昌三

金婚の箸で分け合ふ冷奴

「冷奴」は夏の季語。豆腐を四角に切り、冷水や氷でひやして七味唐辛子または紫蘇・生姜などを加え醤油をつけて食す。夏定番の副食物である。「金婚」とは夫婦が結婚後五十年目のこと。提句は、金婚の祝箸で冷奴を分け合って食している仲睦まじい光景が、目に浮かぶ。詠んでいて、さわやかな、心地良い感じのする佳句である。

堀越 貞有

鐘の音の四方より聞こえ秋夕べ

「秋夕べ」とは、秋の季語「秋の暮」の傍題。秋の夕べは秋の夕暮れのこと。秋の夕暮れ的情景は昔から多くの詩歌にうたわれ親しまれてきた。秋の日暮れは「釣瓶落としの如く」と言われている。「四方」とは、東西南北のこと。あちらこちらから聞く、秋の夕べの鐘の音には哀愁の感が漂う。この世の自分の生涯と重なる思いを詠み込んだ佳句である。



編集だよりを書き上げる直前に、法務省から本年度の土地家屋調査士試験出願者数が5,400人(昨年度より14.1%増加)であるとの発表がありました。奇しくも今月号の政治連盟だよりで、受験者数のV字回復を目指そうとの結びがありました。まずは一つ結果が出たのではないかと広報担当者としては胸をなでおろしました。

連合会では特に若年層に向けたマンガ冊子、仕事図鑑、ポスター制作、さらにはSNSへ投稿などターゲットを絞った広報活動を行っています。しかし、実際の受験者年齢層は幅広く、若年層への周知活動だけではなく、第二就職組などを視野に入れた受験者拡大を図る必要があるはずです。

そのためには各会員が普段、いかに魅力的な業務、生活、趣味を過ごしているかという情報発信が大切です。ところが、広報活動はメディア発信という時代は既に終わり、SNSがその中心になっています。全国16,000人を超えるマンパワーで魅力(公私を問わず)を発信すれば、受験者拡大という課題は難なくクリアできる気がします。それほど魅力的な資格であり、資格以上に魅力的な会員が全国にはたくさんいらっしゃるんですから。

広報部理事 中山敬一(兵庫会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



ちしき  
広報キャラクター「地識くん」